

商工会だより

39号

■発行：福山北商工会 ■発行日：令和4年6月

【本所】駅家町倉光417 TEL976-3111/FAX976-3211 【HP】<https://fukuyamakita.jp/>
【支所】加茂町中野1-3-2 TEL972-3008/FAX972-4270 【E-mail】fukuyamakita@hint.or.jp

第14回福山北商工会通常総代会開催

令和4年5月20日（金）午後5時から、福山北商工会本所2階大研修室において、令和4年度（第14回）福山北商工会通常総代会が開催されました。

総代会の概要につきましては、事務局司会進行の元、藤井副会長が開会宣言を行い、二畠会長の挨拶の後、議長の選出が行われました。議長の選出方法については、会長への一任が承認され、会長は、上加茂地区総代の山建ホーム㈱代表取締役山本芳久氏を議長に指名し、山本氏もこれを承諾し、第14回通常総代会の議長に就任されました。

山本議長は、議事に入る前に、提出議案に対し質問・意見を述べるときの要領を説明し、書記に事務局の西経営指導員を指名、また、本総会成立の前提となる定足数の確認を事務局に尋ね、事務局長より現在の出席総代数40名、委任状代理出席者数34名、合計74名で、総代総数126名の過半数に達しているとの報告を受け、本総代会が有効に成立することを確認し、議事に入りました。

議案説明については全て事務局が行い、第1号議案についての監査報告を、井口建設㈱代表取締役井口善郎氏が監事を代表して行った後採決に入り、拍手多数をもって第1号議案は承認決定されました。

その後、第2号議案から5号議案まで、附帯決議も含め拍手多数をもって承認決定され、18時15分に全ての議事が終了しました。

最後に、関藤副会長が閉会の挨拶を行い、第14回通常総代会は終了致しました。



【提出議案】

- 第1号議案 令和3年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録承認の件（監査報告）
- 第2号議案 令和4年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）承認の件（附帯決議）
- 第3号議案 令和4年度一般会計借入金最高限度額（案）及び借入先金融機関承認の件
- 第4号議案 福山北商工会運営規約一部改正（案）承認の件
- 第5号議案 役員退任並びに欠員に伴う役員選任（案）承認の件

青年部：令和4年度通常総会を3年ぶりに実会場にて開催



令和4年4月16日(土)に令和4年度青年部通常総会を開催致しました。前年度、前々年度は新型コロナウイルスの影響により書面決議での開催となっておりましたので、実会場での開催は3年ぶりとなります。

今年度は、有限会社督栄建設の岡崎紘久新部長の下、部員63名(令和4年4月1日時点)、3つの委員会という新体制でスタートしております。総会当日は部員総数63名中、本人24名、委任状22名、合計46名の出席と過半数を超えており、本総会は有効に成立いたしました。

総会後半では、ご来賓として二畠会長、甲斐顧問、藤井副会長、関藤副会長の4名にご臨席を賜り、卒業生と新入部員の紹介を行いました。卒業生は5名、新入部員は9名と卒業生を上回る人数の新入部員をお迎えし、部員総数は前年度に比べ4名増加しております。

岡崎新部長が掲げた今年度のテーマは「日々是新(ひびこれあらた)」という松下幸之助の著書にも出てくる言葉です。この言葉には過去を引きずらず、一日一日を新たな気持ちで臨んでいく、というような意味があります。

まだまだ新型コロナウイルス感染は予断を許さない状況が続いておりますが、3つの委員会では様々な事業が立案されており、昨年度に引き続きビジネスコミュニティ型補助金を活用した事業も計画されております。

新たなメンバーと、新たな気持ちで事業を進めていく予定ですので、皆様引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



(順不同・敬称略)

☆新常任委員の皆様☆

【部 長】	岡崎 紘久		【直前部長】	坂本 光祥	
【専 務】	荻原 麻衣	井上 貴博	【監 事】	児玉 卓也	妹尾 吉史
【備南担当理事】	三島 淳志				
総務委員会	【副部長】 藤本 堅太郎 【委員長】 柳川 浩之		駅家町夏まつり 実行委員会	【副部長】 中山 辰磨 【委員長】 平井 規崇	
交流委員会	【副部長】 土居 真深 【委員長】 内田 知宏		加茂町夏まつり 実行委員会	【副部長】 信岡 栄司 【委員長】 倉田 彰訓	
研修委員会	【副部長】 杉原 宏幸 【委員長】 細川 智矢				

加茂町夏まつり「サマーフェスティバル2022」の中止について

平素より、当会運営につきまして格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、加茂町夏まつり「サマーフェスティバル2022」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や来場者及び出展者の健康と安全を最優先とし今年も開催を中止させていただくこととなりました。今年度はじめより開催に向け会議を重ね準備を進めて参りましたが、市内感染症発症数の減少が見られず苦渋の決断をせざるを得ない状況となりました。皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。来年度に向けて実行委員会一同準備を進めてまいりますので、皆様のご指導、ご支援、ご協力をどうぞ重ねてお願い申し上げます。

加茂町夏まつりサマーフェスティバル実行委員会 委員長 倉田 彰訓

女性部：令和4年度通常総会開催

令和4年4月20日（水）に検温・消毒・換気や発言者席にアクリル板の設置等感染防止対策を施した上、令和4年度福山北商工会女性部通常総会を開催致しました。塩川部長挨拶の後、定足数の確認が行われ部員35名、出席部員20名、委任状出席6名であり、過半数に達しており、本総会が有効に成立する旨を報告。その後、議長の選出方法については、部員より部長への一任の声がありましたので、部長は加茂地区の山本光恵さんを議長に選任。議案審議の結果、全ての議案が承認可決されました。

通常総会終了後には、県青連・県女連創立55周年記念大会及び県女連臨時総会で、県連会長から2名に感謝状が、県女連会長から2名に表彰状が贈られており、該当部員へ感謝状等の授与が行われました。今年度も様々な事業を行ってまいります。部員も随時募集しておりますのでどうぞ宜しくお願い致します。

【提出議案】 第1号議案 令和3年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表承認の件（監査報告）

第2号議案 令和4年度事業計画書（案）・収支予算書（案）承認の件

第1回講習会「物に片をつける！片づけ力アップ講座」開催

令和4年5月24日（火）に第1回講習会として「物に片をつける！片づけ力アップ講座」と題して、部員で生前整理片付け「ももとせ」代表で整理収納アドバイザー永井 晶子 氏を講師にお招きして開催しました。

片付けによるメリットや片づかない原因として、“いつか使うカモ”、“高かったカモ”、“いつか着れるカモ”等のカモがいませんか？と参加者に問いかけ、物を増やさない為の方法や「整理」で不要なものを取り除き、「整頓」でルールに基づき分類し、「収納」で物も定位置を決める事！と、効果的に片づけていく方法を伝授。完璧より快適な理想の生活を手に入れるコツを教えてくださいました。参加者からは早速片づけをしてみます！と、講座で得たヒントを実践される方もおられ、とても好評でした。



インボイス制度が始まったらどう変わるの？

インボイス制度説明会 申込受付中！

その疑問に 答えします！

オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！

全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について

令和5年10月からスタートする消費税の仕入税額控除方式、いわゆるインボイス制度の登録申請が昨年から始まっています。インボイス制度説明会を全国の国税庁、税務署で開催しています。オンラインや過去の説明会を動画でも閲覧出来ます。インボイス説明会日程等は各税務署へお問い合わせ下さい。インボイス制度については特設サイトをご覧ください。

＊開催日等のお問合せ先＊

○府中税務署
電話：0847-45-2570
○福山税務署
電話：084-922-1350

インボイス特設サイト



インボイス説明会



新入会員紹介



(期間：令和3年12月6日～令和4年5月24日)

事業所名	代表者名	住 所	業 種
北村塗装	北 村 絃 一	駅家町法成寺	塗装工
掛谷住設	掛 谷 利 雄	新涯町	建設業（空調）
坂建興業	坂 井 建 太	駅家町法成寺	解体業
馬屋原工業	馬 屋 原 正	千田町	建設業
(株)甲斐豊店	甲 斐 靖 彦	駅家町倉光	畳製造内装仕上工事☆
	高 橋 孝 之	東町	税理士
(有)コーホー産業	朝 原 幸 一	南本庄	建設業（店舗什器組立）
芦原商店	槇 本 美 幸	加茂町芦原	飲食店
	大 嶋 啓 介	駅家町中島	建設業
(有)金田カーサービス	岩 森 輝 光	駅家町万能倉	自動車販売修理業
	井 上 道 生	駅家町近田	不動産
黒川松園	黒 川 靖 文	駅家町倉光	造園業
唐川農園	唐 川 健 一	駅家町弥生ヶ丘	農業 ☆
藍屋テロワール	藤 井 健 太	加茂町山野	繊維製造業
	岡 本 好 正	手城町	保険代理店
渡辺住設	渡 邊 一 雅	加茂町下加茂	建設業
たかやまストアー	高 山 峯 登	駅家町弥生ヶ丘	小売業
郡司石材	郡 司 光 浩	加茂町山野	石材業
御縁	佐 藤 稔 弘	千田町	塗装工
中西設備	中 西 保	駅家町大橋	管工事
(有)ティー・シー・シー	高橋能生夫	駅家町大橋	建設業
イノクチ工作所	井 口 慎 太 郎	駅家町万能倉	溶接業 ☆
(株)インテリアワコー	貞 清 泰 士	駅家町万能倉	内装業 ☆
Food Truck Pole Pole	藤 井 和 也	御幸町	飲食業
山本鉄工	山 本 浩 司	駅家町服部本郷	金属加工業 ☆
おそうじ本舗福山駅前店	三 上 あ ゆ み	加茂町下加茂	清掃サービス業
ドッグトレーニング with	片 山 真 美	加茂町下加茂	ドッグトレーナー
(株)まつおか	松 岡 紀 明	東深津町	飲食業
池田塗装	池 田 敏 志	引野町	塗装業
たいら社会保険労務士事務所	平 雅 之	駅家町万能倉	社会保険労務士
	横 山 泰 之	駅家町今岡	I S O 審査
	藤 原 建 作	加茂町中野	飲食業

事業所名	代表者名	住 所	業 種
オートライフ	高 田 俊 治	駅家町大橋	自動車販売業
(株)オリキン	茂 原 祥 司	加茂町八軒屋	遺品整理・不用品買取回収
(有)山岡鍍金塗装	山 岡 昭 二	三吉町	自動車鍍金塗装
UN SEUL	佐 藤 美 栄 子	加茂町中野	美容室
(株)大洋開発	岡 田 有 司	笠岡市	建設業
	上 元 教 正	加茂町芦原	建設土木
ヒラキホーム	平 木 導 義	駅家町万能倉	建設業（大工）
濱田被服	濱 田 信 雄	加茂町八軒屋	縫製業
ビッグストーン	大 石 学	御幸町	縫製業
藤原工業	藤 原 健	駅家町倉光	解体業
nail care しのん	河 相 志 乃	加茂町下加茂	ネイルサロン
プロシードコダマ	児 玉 顕 治	駅家町近田	内装業
	高 橋 益 美	駅家町法成寺	アイロンプレス加工

☆印：事業承継並びに法人成りに伴う加入

電子帳簿保存法について

2022 年 1 月 1 日より、改正電子帳簿保存法が施行され国税関係の帳簿・書類のデータ保存について抜本的な見直しが行われました。「電子取引」に関するデータ保存義務化は、2024 年 1 月から対応しなければなりません。今回は、ミラサポ plus より「どうすればいいの？電子帳簿保存法」から抜粋してお知らせ致します。

1. 電子帳簿保存法の三つの区分

電帳法の主な保存区分は、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引データ保存の 3 種類です。

① 電子帳簿等保存

「電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存」することです。具体的には、自分が会計ソフト等で作成した帳簿や決算関係書類などを「電子データのままで保存する」ことです。

② スキャナ保存

「紙で受領・作成した書類を画像データで保存」することです。具体的には、相手から受け取った請求書や領収書などをスキャニングして保存することです。

③ 電子取引データ保存

「電子的に授受した取引情報をデータで保存」することです。具体的には、領収書や請求書といったように紙でやりとりしていた場合にはその紙を、保存しなければならない内容をデータでやりとりの場合には「電子取引」に該当し、そのデータを保存しなければならないというものです。

(2023 年 12 月末までの 2 年間に行われたものは、今までどおり出力した紙を保存することも可能)

保 存 区 分	概 要
電子帳簿等保存	電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存。
スキャナ保存	紙で受領・作成した書類を画像データで保存。
電子取引データ保存	電子的に授受した取引情報をデータで保存。

2. 電子取引データの保存方法について

電子取引データを紙ではなく、電子データで保存することは書類の保存場所が少なくなる、書類が整理しやすい等のメリットがあり企業の生産性向上を図る上でも有益と言えますが、ただ電子データで保存するという事では電子帳簿保存法には対応しているとはなりません。電子帳簿保存法では、電子データで保存する際の要件が定められています。

- ① システム概要に関する書類（データ作成ソフトのマニュアル等）の備え付け
- ② 見読可能装置（データが確認できるディスプレイ・アプリ等）の備え付け
- ③ 検索機能の確保
- ④ データの真実性を担保する措置

以上4つです。①.②については、その企業自身が電子データを確認するのに欠かせませんので、既に備え付けされていると思います。そこで対応のポイントとなるのは、③検索機能の確保及び、④データの真実性を担保する措置となります。

検索機能の確保については、「取引年月日」・「取引金額」・「取引先」で検索できる状態にしておかなくてはならないことです。①～③のいずれかを行うことが求められます。

データの真実性を担保する措置については、A～Dのいずれかを行うことが求められます。

保存要件	概 要	対応方法例
検索機能の確保	・「取引年月日」 ・「取引金額」 ・「取引先」で 検索出来る ようにする。	① 検索機能に対応した専用ソフトを使用する。 ② ファイル名を「20221031_(株)国税商_110000」 等にしてデータを保存する。 ③ Excel 等で索引簿を作成し、保存したファイルと 関係づける。
真実性の担保	保存した 電子データの 真実性を 担保出来る ようにする。	A. タイムスタンプが付与された書類の受け取り。 B. データに速やかにタイムスタンプを付与する。 C. データの訂正・削除が記録されるまたは禁止さ れたシステムでデータを受け取って保存する。 D. 不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を 整備・運用。

2022年1月から予定されていた電子取引に関するデータ保存義務化は、2023年12月末までに行われたものに関しては紙での保存が認められることとなりました。

しかし、今後あらゆる分野でデジタル化・電子化がすすんで進んでいくことは避けられません。

現在、電帳法に対応した会計ソフト・クラウドサービス等が登場しています。今回の改正電帳法を機に専用の会計ソフト等を導入するのも一つの方法でしょう。

「電子取引」に関するデータ保存義務化は、2024年1月から対応です。その前に2023年10月からはインボイス制度も開始します。

経理業務を取り巻く環境が大きく変わる中で経理の効率化や財務管理の見える化を図り、課題の早期発見や成長に繋げていただけたらと思います。



補助金について

抜粋でお知らせ致します。情報が変更になることがありますのでホームページでのご確認をお願いします。

外国人受入企業等緊急支援事業補助金

広島県では、新型コロナウイルス感染症の水際対策として、国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し安定した事業継続を支援するため、外国人材の受入に係る宿泊費の一部を補助します。

■補助対象者：

県内に所在する事業所において外国人材を雇用する中小企業等※

※中小企業等とは中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者」及び外国人材受入企業等緊急支援事業補助金交付要綱に定める「事業者」をいいます。

■補助対象期間：

令和3年11月8日～令和5年2月28日

■申請期間：

令和3年11月8日～令和5年3月10日まで

テレワーク導入着手支援事業補助金(テレワーク導入着手専門家派遣事業)

時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の推進のため「広島県テレワーク導入着手支援専門家派遣事業」により派遣された専門家から助言等を受けてテレワークの導入に取り組む中小企業等に対して、ソフトウェア導入経費の一部を補助します。

*当該補助金は、「広島県テレワーク導入着手支援専門家派遣事業」の支援先に決定した企業のみが活用できる補助金となります。

■補助対象者

①県内に本社があり、常用雇用する労働者が概ね31人以上300人以下の中小企業等

(ただし情報通信業を除く。)

②テレワークの導入に当たり「広島県テレワーク導入着手支援専門家派遣事業」により派遣された専門家から助言等を受けた者。(各種要件があります。詳細はQRコードからホームページをご覧ください。)

広島県テレワーク導入
着手支援専門家派遣事業に
ついての詳細はコチラから⇒



テレワーク導入
着手支援事業補助金に
ついての詳細はこちらから⇒



2022年度男性育児休業取得促進事業補助金

男性従業員の育児休業や育児短時間勤務制度等の利用促進を図ることで、育児と仕事を両立できる職場環境を整備することを目的に補助金を交付。

■申請期間 令和5年2月28日まで。(予算がなくなり次第終了)

※令和4年4月1日(金)以降の男性育児休業取得が申請対象です。詳細はQRコードからご覧ください。

男性育児休業
取得促進事業
補助金詳細は
こちらから⇒



外国人材受入企業等 緊急支援事業補助金

申請期間 令和3年11月8日～令和5年3月10日まで (※当日消印有効)

新型コロナウイルス感染症の水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用など、追加的費用を負担している中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材の受け入れに係る宿泊費の一部を補助します。

補助対象者 県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等(※1)

(※1)「中小企業等」とは、中小企業支援法第2条第1項に定める「中小企業者(※2)」及び次表に定める事業者をいいます。

中小企業等	主たる事業	業種	「常時使用する従業員の数」又は「出資の総額」のいずれかを満たすこと ※出資の総額は、出資の総額
社会福祉法人、医療法人	老人福祉・介護事業	サービス業	100人以下 5千万円以下
特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人	老人福祉・介護事業	サービス業	100人以下 5千万円以下
農業法人	農業	その他の業種	300人以下 3億円以下
農事組合法人	農業	その他の業種	300人以下 3億円以下
漁業生産組合	漁業	その他の業種	300人以下 3億円以下
森林組合	林業	その他の業種	300人以下 3億円以下

※業種は、中小企業支援法で定めるところによります。※主たる事業及び業種は、この表にない場合は、事業の實態に応じて判断します。

(※2)「中小企業者」の定義(中小企業支援法第2条第1項)

業種	「常時使用する従業員の数」又は「資本金の額(出資の総額)」のいずれかを満たすこと ※出資の総額は、出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下 3億円以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下 3億円以下
卸売業	100人以下 1億円以下
小売業	50人以下 5千万円以下
サービス業	100人以下 5千万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 3億円以下
旅館業	200人以下 5千万円以下

在留資格が次のいずれかであること

(高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究・技術・人文知識・国際業務、
介護、技能、特定技能、技能実習、特定活動のうち一部(EPA、建設就労者等))

水際対策のために県内中小企業等が負担した外国人材の受入に係る宿泊費

※消費税及び地方消費税は含めません。

※令和3年11月8日以降に入国した外国人材に係るものに限り、出費に係るものを除きます。

補助率 1/2、補助上限額 1人当たり45万円(1泊当たりの上限額3千円)

補助対象期間 令和3年11月8日～令和5年2月28日

お問い合わせ先

広島県商工労働局雇用労働政策課 外国人材受入企業等緊急支援事業補助金担当

〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52

TEL082-513-2838 (受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00)

E-mail: syokusei@pref.hiroshima.jp

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/info/foreigner-emergency.html



外国人材受入企業等緊急支援事業
補助金についての
詳細はコチラから⇒



令和4年度雇用保険料率のご案内

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。
令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
- ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
- ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

＜令和4年度の雇用保険料率＞
(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ～ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者		② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ～ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者		② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040330保01

本 所

【事 務 局 長】荒川 雅和
【経 営 指 導 員】大谷 逸人
南 夕佳里
西 健太
【補 助 員】佐藤 文音
【記帳指導職員】西 まり子・川元 恵子

支 所

【経 営 指 導 員】黒田 大樹
【補 助 員】三島 絵里子
福山北商工会の
ホームページは
こちらから！



福山市北部産業団地
第2期分譲区域の新町名が
「匠」の文字に、ものづくり
のまちの意味を込めた
「北匠町(ほくしょう)」に！
(関連条例改正案が6月の市
議会定例会に提出されます。)